国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター規程

「平成 18 年 3 月 28 日⁻ | | 規 則 第 15 号

改正 平成 21 年 7月 28 日規則第 150 号 平成 22 年 9月 28 日規則第 53 号 平成 27 年 3月 24 日総合情報コラボレーションセンター規則第 1 号 平成 28 年 3月 25 日総合情報コラボレーションセンター規則第 1 号 平成 31 年 3月 19 日総合情報コラボレーションセンター規則第 1 号 令和 4 年 11 月 21 日規則第 78 号 令和 5 年 6 月 12 日規則第 83 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則第21条第2号及び第21条 第2項の規程に基づき、総合情報コラボレーションセンター(以下「センター」とい う。)の管理・運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)の情報基盤の整備・安定運用及び情報セキュリティの確保により、教育研究及び大学運営に係る総合的な支援を行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - 情報基盤システムの整備及び管理・運用に関すること。
 - (2) 情報基盤システムの利用に関すること。
 - (3) 本学情報システムの情報セキュリティに関すること。
 - (4) 本学の情報処理支援に関すること。
 - (5) 国立大学法人等情報系センター等との連絡調整に関すること。
 - (6) その他情報基盤システム及び情報処理に関すること。

(組織)

- 第4条 センターに、次の職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター員
 - (4) 技術職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の理事、副学長又は教授のうちから学長が任命する。
- 2 センター長は、センターの管理・運営を統括する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合 における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、3名以内とし、本学の専任教員のうちからセンター長の推薦に 基づき、学長が指名する。

- 2 副センター長は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) センター長の業務の補佐
 - (2) 情報基盤システムの運用・整備、その他情報システム全般に関する業務
 - (3) 情報セキュリティインシデント対応、その他情報セキュリティ全般に関する業務
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠けた場合 における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

- 第7条 センター員は、本学の専任教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指 名する。
- 2 センター員は、センターの業務を処理する。
- 3 センター員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター運営に関する審議事項)

- 第8条 センターの円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項は、国立大学法人東京 外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程(平成27年規則第67 号)第2条に規定する情報マネジメント・オフィスで審議する。
 - (1) センターの運営に関する重要事項
 - (2) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 情報基盤システムに関連する自己点検・評価に関する事項
 - (4) その他センターに関する重要事項

(センター会議)

- 第9条 第3条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、センターにセンター会議を置く。
- 2 センター会議は、センター長、副センター長及びセンター員をもって組織する。
- 3 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 4 センター会議は、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。 (センターの利用)
- 第10条 センターのシステム及び関連設備の利用に関し必要な事項は、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター利用細則に定める。

(庶務)

(細目)

第11条 センターに関する庶務は、総務企画部情報企画室において処理する。

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの管理・運営に関し必要な事項は、センター会議が定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程(以下この項において「新規程」という。)施行の際、現に国立大学法人東京外国語大学情報処理センター規程第11条第1項第6号から第9号までに規定する委員である者は、新規程第12条第1項第8号から第11号までに規定する委員として選出されたものとみなし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、平成19年9月30日までとする。
- 3 国立大学法人東京外国語大学情報処理センター規程(平成9年10月22日制定)

は、廃止する。

附則

この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条から第8条の規定にかかわらず、平成28年4月1日に任命又は指名するセンター長、副センター長、センター主事及びセンター員の任期は、平成29年3月31日までとする。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター委員会規程 (平成2 8年3月25日制定) は、廃止する。

附則

この規程は、令和4年11月21日から施行する。

附則

この規定は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。